

寒川町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月8日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第11号

寒川町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

寒川町児童手当事務処理規則(平成24年寒川町規則第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「第11条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第12条中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

第15条第1項中「支払期月毎」を「支払期月ごと」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「第13号様式」を「第16号様式」に、「第14号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第19条とする。

第17条第2項中「第11号様式」を「第14号様式」に、「第12号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項及び第2項中「第10号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、施行規則第12条の10に定める申出書に代えて、児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書(第10号様式。以下「第10号様式」という。)により、別途町長が定める日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 前項の申出がされたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期日ごとに支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下こ

の条において同じ。)のうち、第10号様式に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 町長は、前項に定める徴収等が行われたときは、その旨を児童手当に係る学校給食費等徴収(支払)に係る通知書(第11号様式。以下「第11号様式」という。)により請求者等に通知するものとする。

4 請求者等が、申出の内容を変更し、又は、申出を撤回しようとする場合は、児童手当に係る学校給食費等徴収(支払)変更・撤回申出書(第12号様式。以下「第12号様式」という。)により、学校給食費等の徴収等が行われる前に行うものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

第14号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を第17号様式とする。

第13号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を第16号様式とする。

第12号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第15号様式とする。

第11号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第10号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第13号様式とし、

第9号様式の次に次の3様式を加える。

（宛先）寒川町長

児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

私は、児童手当法第 21 条 ^{第 1 項} _{第 2 項} の規定に基づき、町長から支給を受ける児童手

当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、
年 月分までの児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用

年 月 日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等） _____

児童の氏名 _____

年 月 日

様

寒川町長

児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づく申出のあった費用について、次のとおり、
第 2 項

児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

年 月 日

（宛先）寒川町長

児童手当に係る学校給食費等徴収（支払）変更・撤回申出書

児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づいて行った学校給食費等の徴収等について、
第 2 項

次のとおり申し出ます。

1 申出の別 申出の変更 ・ 申出の撤回

2 変更の場合

児童の氏名	児童手当から徴収する （支払う）費用（変更後）	徴収期間（変更後）

年 月 日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町児童手当事務処理規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に支払われるべき児童手当について適用し、同日前に支払われた児童手当については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新規則第16条の規定による学校給食費等の費用の徴収等に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

(残存用紙の使用)

- 4 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。